

とちぎ広域消防事務組合消防報賞金条例

〔平成28年2月26日〕
〔条例第5号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、とちぎ広域消防事務組合消防吏員及び消防活動等に協力した個人(以下「協力者」という。)に対する報賞金の授与について、必要な事項を定めるものとする。

(消防吏員に対する報賞金)

第2条 組合長は、消防吏員が消防活動(訓練、演習等の活動を含む。)に従事するに当たり、その職務を遂行し、そのため死亡し、又は障害の状態となった場合においては、報賞金を授与する。

2 報賞金は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 殉職者報賞金 200万円以下とし、功労の程度に応じ、別表第1に定める金額とする。
- (2) 障害者報賞金 200万円以下とし、功労の程度並びに非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号。以下「政令」という。)第6条第3項及び第4項に定める第1級から第8級までの障害等級に応じて別表第2に定める金額とする。

3 報賞金は、消防吏員が死亡した場合にあってはその遺族に授与し、遺族の範囲等については、政令第9条及び第9条の3第2項の規定の例による。

4 報賞金は、とちぎ広域消防事務組合運営に関する条例(平成27年条例1号)第8条第1項で準用する帯広市職員等賞慰金支給条例(昭和50年帯広市条例第1号)に基づき、賞慰金が授与される場合は、これを授与しない。

(協力者に対する報賞金)

第3条 組合長は、消防法(昭和23年法律第186号)第25条第2項若しくは第29条第5項(同法第36条において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者、水防法(昭和24年法律第193号)第24条の規定により水防に従事した者が、消防作業若しくは水防に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、又は障害の状態となったときは、当該死亡し、又は障害の状態となった者に対し報賞金を授与することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により報賞金を授与する場合に準用する。

(審査)

第4条 報賞金の授与の対象となる公務上の死亡及び障害の程度の認定並びに報賞金の授与は、消防局長の申請により組合長が行う。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は組合長が定める。

附 則（平成28年 2 月26日）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、北十勝消防事務組合消防報賞金条例（平成 2 年北十勝消防事務組合条例第 2 号）、西十勝消防組合消防報賞金条例（平成元年西十勝消防組合条例第 2 号）、南十勝消防事務組合消防報賞金条例（平成 4 年南十勝消防事務組合条例第 6 号）、東十勝消防事務組合消防報賞金条例（平成元年東十勝消防事務組合条例第 7 号）（以下「旧消防報賞金条例」と総称する。）の規定により授与することとなった報賞金又は報償金で、施行日以後に支給するものについては、この条例の規定にかかわらず、旧消防報賞金条例の例による。

別表第 1（第 2 条関係）

殉職者報賞金

功労の程度		金額	
火災その他の災害	直接現場活動	延焼防止又は人命救助等差し迫った危険を顧みず職務を遂行して死亡した者	2,000,000 円
		現場の危険性の程度、緊急性の程度等が上記に準ずると認められるもの	1,500,000 円
	直接現場活動以外の職務遂行中に死亡した者（出動準備及び残務整理の活動や出退途上の交通事故等を含む。）	1,000,000 円	
訓練・演習等における事故等により死亡した者（事象の運用は、消防庁長官が行う顕彰状の例に準ずる。）		500,000 円	

備考 この区分による功労の程度にあてはめることが困難な特別の事情がある場合は、協議して定める。

別表第 2（第 2 条関係）

障害者報賞金

障害の等級	功労の程度による支給額	
第 1 級	100 万円以上 200 万円の範囲内で組合長が定める額	
第 2 級	90 "	180 "
第 3 級	70 "	150 "
第 4 級	60 "	130 "
第 5 級	50 "	100 "
第 6 級	30 "	70 "
第 7 級	20 "	50 "

第 8 級

10 "

30 "